

## 社会人アスリート雇用奨励金交付要項

- 1 目的 宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。
- 2 対象等 国民体育大会で活躍が期待される社会人を採用する企業（団体）。ただし、本会からの依頼を受けて職員を採用した企業（団体）に限る。  
なお、職員の採用にあたっては、原則、正社員とするが、複数年の契約職員についても可とする。
- 3 奨励金 採用した職員の強化活動に対し、年度間1回、300,000円を支給する。ただし、採用年度から最大2年間までとする。

### 4 事務手続き

内 示

本会から企業（団体）へ金額等を内示する。

↓

交 付 申 請

企業（団体）は本会へ交付申請書を提出する。

↓

奨 励 金 の 交 付

本会から企業（団体）へ交付決定を通知する。

↓

同時に、本会から企業（団体）の口座に奨励金を振り込む。

事 業 実 施

↓

事 業 実 績 報 告

企業（団体）は事業終了後30日以内（但し3月10日まで）に本会へ報告する。

- 5 奨励金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。
- 6 この要項は、平成30年4月1日から施行する。